

上毛町移住定住プロモーション動画制作業務委託

公募型プロポーザル実施要領

福岡県 上毛町

## 1 実施目的

本業務は、上毛町での暮らし（人・食・住・遊・趣など）をイメージできるような移住定住プロモーション動画を複数本制作し、インターネット配信等を行うことにより、町の魅力向上、交流・移住定住人口の増加につなげていくことを目的とする。

本要領は、公募型プロポーザル方式により提案内容を比較検討し、最も目的達成に寄与し、費用対効果を見込むことができる事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 名 称

上毛町移住定住プロモーション動画制作業務委託

### (2) 仕 様

別添仕様書のとおりとする。

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 3 提案上限額

5,500 千円（消費税および地方消費税を含む）

## 4 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 5 スケジュール

| 内 容             | 実施期日または期間                      |
|-----------------|--------------------------------|
| 募集の公告           | 令和 7 年 5 月 26 日（月）             |
| 実施要領等の配布        | 令和 7 年 5 月 26 日（月）～6 月 6 日（金）  |
| 参加表明書受付         | 令和 7 年 5 月 26 日（月）～6 月 6 日（金）  |
| 質問票の受付          | 令和 7 年 5 月 26 日（月）～6 月 3 日（火）  |
| 質問に対する回答期限      | 令和 7 年 6 月 6 日（金）              |
| 参加資格審査の結果通知     | 令和 7 年 6 月 10 日（火）             |
| 企画提案書受付         | 令和 7 年 6 月 10 日（火）～6 月 24 日（火） |
| プレゼンテーションの実施    | 令和 7 年 6 月下旬                   |
| プレゼンテーション審査結果通知 | 令和 7 年 6 月下旬                   |
| 契約締結            | 令和 7 年 7 月上旬                   |

## 6 参加要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 国または地方公共団体から指名停止措置の対象となっていないこと。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与するなどの当該条例に違反する行為がないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (9) 本件に類する事業の受託実績を有すること。

## 7 参加意向表明

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加する意思のあるものは、下記により参加表明書等を提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式 1）
- ② 会社概要票（様式 4）
- ③ 業務実績調書（様式 5）
- ④ 商業登記簿謄本（所轄法務局が提出日から 3 カ月以内に発行した現行と相違ないもの。写しでも可）
- ⑤ 国税・都道府県税・市町村税の納税証明書（未納がないことが確認できるもので、発行が提出日から 3 カ月以内のもの。写しでも可）
- ⑥ 財務諸表（直近の決算のもの）
- ⑦ 印鑑証明書（原本）

### (2) 提出期限

令和 7 年 6 月 6 日（金）17 時 15 分まで ※企画開発課窓口必着

### (3) 提出方法

持参又は郵送によること。なお、持参による提出の受付時間は、開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間とする。

## 8 参加資格の審査結果等の通知

提出された参加表明書等により参加資格要件を確認し、資格の有無について、プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式 6）により通知する。なお、参加表明書等の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式 7）を提出すること。

## 9 質問等の受付

### (1) 質問期限

令和7年6月3日（火）17時15分まで

### (2) 質問方法

質問票（様式2）を電子メールにて提出すること。（E-mail：[pad@town.koge.lg.jp](mailto:pad@town.koge.lg.jp)）

### (3) 回答方法

質問に対する回答は随時、町ホームページに掲載します。また、令和7年6月6日（金）までに、参加表明書を提出した全ての参加者に対して、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答する。

## 10 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

① 企画提案書（様式3） 1部

② 企画提案内容（任意様式） 10部

### (2) 提出期限

令和7年6月24日（火）17時15分まで ※企画開発課窓口必着

### (3) 提出方法

持参又は郵送によること。なお、持参による提出の受付時間は、開庁日の8時30分から17時15分までの間とする。

## 11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等の提出後、参加者から企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、企画提案書等を提出した場合においても、プレゼンテーションに参加しなかった場合は、審査の対象から除外する。

### (1) 開催日

令和7年6月下旬（別途通知）

### (2) 会場

上毛町役場 会議室

### (3) 実施時間

1社につき40分程度を予定（説明20分、質疑応答20分程度）

### (4) 留意事項

プレゼンテーションは非公開とし、出席者は、4名以内とする。また、説明の際にプロジェクターやモニターが必要な場合は、本町が準備するので、事前にその旨報告すること。

また、応募者が1社の場合は、プレゼンテーションを実施せず、書類審査のみ実施する場合がある。

## 1 2 審査

### (1) 審査方法

下記の審査項目①から⑧の合計点を算出する。

なお、審査項目①から⑦については、評価基準による5段階での評価を行う。ただし、その重要度に応じて設定した倍率を乗じて得た数を各項目の点数とする。また、審査項目⑧については下記の算式により算出する。

| 審査項目 |                                                            | 配点  | 倍率  | 評価基準      | 点数 |
|------|------------------------------------------------------------|-----|-----|-----------|----|
| 業務実績 | ① 類似業務の受託実績があるか。                                           | 5   | 1.0 | 大いに評価できる  | 5  |
|      | ② 実施体制や管理責任者、担当者などが明確で、適切な人員配置が行われているか。                    | 5   | 1.0 | 評価できる     | 4  |
| 実施体制 | ③ 円滑に事業を遂行できるスケジュールになっているか。                                | 10  | 2.0 | 普通        | 3  |
|      | ④ 本業務の趣旨に沿った内容になっているか。                                     | 20  | 4.0 | あまり評価できない | 2  |
| 提案内容 | ⑤ 上毛町ならではの魅力を十分に引き出せるものになっているか。                            | 20  | 4.0 | 評価できない    | 1  |
|      | ⑥ 前例にとらわれず、斬新でインパクトのあるものになっているか。                           | 20  | 4.0 |           |    |
|      | ⑦ 制作した動画の活用方法は、効果的な手法かつ、継続性が見込めるものであるか。                    | 10  | 2.0 |           |    |
| コスト  | ⑧ 金額が提案内容に対して適当であるか。<br>算式：配点×最低価格※／見積価格<br>※提案者の中で最も低額の価格 | 10  | —   |           |    |
| 合 計  |                                                            | 100 |     |           |    |

## (2) 受託候補者の特定

採点の合計点の高い順に受託候補者及び次点受託候補者（補欠）を特定し、同点の場合は、原則として提案された金額が安価な者を候補者とする。

ただし、最高得点の提案者の平均得点（審査員一人あたり）が 60 点未満の場合は、選考の対象とせず、再度公募を行うこととする。

## (3) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査結果通知書（様式 8）により、全参加者に通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

## 1 3 契約の締結

審査で決定した受託候補者と契約における仕様等について協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、受託候補者が辞退その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、次点受託候補者（補欠）を契約交渉の相手方とするものとし、協議を行うかどうかについては、次点候補者との協議開始（又は協議を行わない）通知書（様式 9）により通知する。

## 1 4 その他

(1) 提出された参加表明書及び提案書等の書類は返却しない。

(2) 参加表明書及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更は認めない。

ただし、プレゼンテーションにおいてパワーポイント等を使用して説明する場合、企画提案書等を補足する程度の図や映像を使用しても差し支えない。

(3) 提出された企画提案書は、選定作業に必要な範囲内において複製することがある。

(4) プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は参加者の負担とする。

(5) プロポーザルの順番は、提案書の提出順とする。

(6) 審査結果についての異議申し立ては一切認めない。

(7) 本プロポーザルに情報公開請求があったときは、上毛町情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。

(8) 本要領に定めのない事項並びに疑義が生じたときは、別に定める。

## 1 5 問い合わせ及び書類提出先

〒871-0992

福岡県築上郡上毛町大字垂水 1321 番地 1

上毛町役場 企画開発課 企画情報係（担当：門脇）

TEL：0979-72-3112

FAX：0979-72-4664

E-mail：pad@town.koge.lg.jp